

令和 7 年度社会福祉法人広川町社会福祉協議会事業計画

基本方針

令和 6 年能登半島地震から一年が経過しました。今もなお、復興の途中であり、被害の大きさを痛感させられます。本会においても、災害に対して、日々準備をする必要があり、発災時には、助け合える地域社会を作るために、普段からのつながりを大切にする必要があります。

その他、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の 5 類に移行となり、社会の情勢は、落ち着きを取り戻しました。しかし、新型コロナウイルス感染症は、社会的・経済的に甚大な影響を与えました。社会的には、人との繋がりが希薄化し、人間関係の孤立等の問題が発生しました。また、経済的には、困窮する世帯が急増し、コロナ特例貸付（生活福祉資金）の貸付が急増しました。

本会では、こうした社会情勢の中で、特に重点を置いて取り組むべき事項として、「社会的孤立への対応」、「相談支援・生活支援と権利擁護の充実」、「地域福祉を支える組織の運営」、「支援を必要とする高齢者への居宅介護支援専門員の相談業務」、「デイサービス利用者へのきめ細かいサービスの充実」、「災害に対する備え」、6 つの事項を重点的に取り組み、町民の皆様が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、広川町社会福祉協議会では 9 つの事業を運営していきます。

1. 法人運営事業
2. 通所介護事業（広川町デイサービスセンター）
3. 居宅介護支援事業（広川町指定居宅介護支援事業所）
4. 地域福祉事業
5. 善意銀行事業

6. 貸付事業（生活福祉資金、民生金庫貸付金）

7. 共同募金配分金事業（赤い羽根共同募金）

8. 福祉サービス利用援助事業

9. 保健福祉センター管理運営事業

本会においては、「誰もが安心して暮らせるまちづくりをめざして」という理念の実現に向けて、住民や関係機関と協働し、地域全体でお互いに支え合うことのできる仕組みづくりを進めていきます。

地域福祉事業では（老人クラブ活動、福祉委員活動、ボランティア活動、にこにこサロン、配食サービス、福祉教育、災害の備え等）を実施して、地域力の向上を図っていきます。

また、経済的に困窮した方々に民生金庫事業や生活福祉資金貸付事業、相談事業、そして福祉サービス利用援助事業を有効に活用した支援を行い、自立支援対策の充実に取り組んでいきます。

さらに、介護保険サービスの質を向上させ、利用者様やそのご家族様との信頼関係をより一層深めるとともに、地域との連携を強化し、より地域に根ざした介護保険事業を目指します。

本会は、様々な福祉課題に対応しなければならない組織として、町民の皆さんをはじめ、自治会、社会福祉関係、保健・医療・教育関係及び行政機関などと協働によって地域福祉の問題とその解決に取り組み、住民が安心して暮らすことができる地域づくりを実現させます。

1. 法人運営事業

社会福祉法第 109 条に規定される公益性の高い民間福祉団体として、その使命を実現するために、組織の強化と健全な運営を図っていきます。

- 理事会・評議員会の開催と監査の実施
- 補助金・受託金・介護報酬・寄付金等、財源の確保
- 役職員研修の実施
- 社協だよりと社協ホームページの充実（社協事業の周知）
- 福祉サービスに関する苦情への適切な対応

2. 通所介護事業（広川町デイサービスセンター）

広川町デイサービスセンターは、地域福祉の中核的存在としての意義と意識を持ち、お年寄りを大事にし、人間的なやさしさのあるきめ細やかな介護支援と援助に心がけ、社会的に信頼されるデイサービス事業を目指し、職員一丸となってその役割を果たします。

- 広川町デイサービスセンター（9:00～16:10 土・日・祝・年末年始休み）

サービスの内容

(1) 生活の指導

利用者に関わる様々な問題点、悩み事や相談などに職員が応じます。

(2) 日常動作

家庭での日常の行動がスムーズにできるよう訓練を行います。

(3) 健康チェック

看護師による一般健康管理、利用者の健康維持・増進を図ります。

(4) レクリエーション

趣味活動・健康体操・ゲーム・カラオケ等を通じ、やすらぎとふれあいをもたらし生きる喜びづくりを高めます。

(5) 送迎

利用者のご自宅と施設間を送迎致します。

(6) 入浴

安全で快適な入浴をサポートします。

(7) 食事

利用者の状況を考慮した献立メニューを提供します。

一日のながれ

8:30 送迎車によるお迎え

9:00 センター到着 健康チェック、健康体操、お茶の時間

9:45 入浴 休憩

10:30 機能訓練（器具を使った運動等）

12:00 昼食 休養 自由時間

14:00 レクリエーション（趣味活動・健康体操・ゲームなど）

15:00 おやつ 休養 自由時間

16:10 送迎車により帰宅

3. 居宅介護支援事業（広川町指定居宅介護支援事業所）

○広川町指定居宅介護支援事業所（8:30～17:15 土・日・祝・年末年始休み）

社協の特色を生かし、親切、丁寧にご利用者や家族の方々に接し、利用者にとって必要な介護プランを作成していきます。また、医療機関をはじめ、他の介護保険事業所との連携も強化し、安定したサービスを提供できるよう努めます。

4. 地域福祉事業

子どもから高齢者まで、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりのため、以下の活動を実施します。

○社協会費の募集（9月～12月）

- ・個人会費 1口 200円
- ・団体会費 1口 3,000円

○広川町老人クラブ連合会事務局の運営

- ・役員会、総会、研修会の実施
- ・各地区老人クラブ活動の推進

○広川町福祉委員会事務局の運営

- ・役員会、総会、研修会の実施
- ・愛の日バザーの実施（11月）
- ・友愛訪問の実施（1月）

○広川町ボランティア連絡協議会事務局の運営

- ・役員会、総会、研修会の実施

- ・古紙回収ボランティア（毎月 15 日 広地区のみ）
- ・配食ボランティア（毎週木曜日 祝祭日及び年末年始除く）

○老人福祉大会の実施（9 月）

○老人スポーツ大会の実施（10 月）

○心配ごと相談

○にこにこサロン

○健康ウォーキング

○体力測定会

○車いす無料貸出

○ボランティア活動

- ・ボランティア活動保険の加入（通年）
- ・ボランティア体験（8 月）
- ・ボランティア学習（8 月）

○認知症サポーター養成講座（町内小中学校・町内各団体等）

○災害ボランティアセンター（災害に対する備え）

○福祉団体へ助成金（広川町身体障害者福祉協議会、広川町母子福祉連合会、広川町福祉委員会、広川町老人クラブ連合会、にこにこサロン、広川町ボランティア連絡協議会、耐久生涯大学等）

○配食サービス受託事業（毎週木曜日 1 回 2 0 0 円）

○生活支援コーディネーター受託事業（町民相互の助け合いの仕組みづくり）

○フードバンクを活用した生活支援

5. 善意銀行事業

町民の皆様から、善意のご寄付を受付、広川町の地域福祉のため有益に役立てさせていただきます。

○使途とその事業の周知

- ・老人福祉大会事業
- ・老人スポーツ大会事業
- ・老人健康講座事業（耐久生涯大学）
- ・にこにこサロン事業
- ・ボランティア事業
- ・配食弁当事業
- ・貸付事業（民生金庫貸付事業）
- ・各種団体助成事業

○お礼のはがき作成

○地域福祉基盤充実のため基金への積立

6. 貸付事業（生活福祉資金、民生金庫貸付金）

低所得者、高齢者、障害者世帯に対し、経済的自立及び生活意欲の助長促進、社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにするため、資金の貸し付けを行います。

○民生金庫貸付事業

広川町在住の低所得者等の方に対して、生活上緊急に資金を必要とする場合に、5万円を限度額として一時的に資金をお貸しします。（無利子・保証人必要）

○生活福祉資金貸付事業（和歌山県社会福祉協議会委託事業）

本貸付制度は、和歌山県社会福祉協議会を主体として、本会が窓口となり実施しています。低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯等、それぞれの世帯状況と必要に合わせた資金の貸付を行います。

7. 共同募金配分金事業（赤い羽根共同募金）

赤い羽根共同募金活動を行い、地域配分金として配分を受け、地域の福祉活動を推進します。

○区長さんを通じた地域ぐるみで世帯への共同募金活動（10月～12月）

○学校・事業所への共同募金活動（10月～12月）

○配分金の適切な運用

8. 福祉サービス利用援助事業

高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、認知症など、判断能力が不十分な方々が、地域で安心して生活できるように、関係機関との連携を図り、援助を行います。

○福祉サービスの相談、手続き

○日常的金銭サービス

○書類などの預かりサービス

○届け出などの行政手続き

○権利擁護事業に携わる関係者の連携会議の開催

9. 保健福祉センター管理運営事業

広川町保健福祉センターを適正かつ円滑に管理・運営していきます。

- 施設管理業務の手続き
- 施設の管理・修繕・清掃
- 施設の貸出

10. その他

社会福祉協議会の組織の特性を生かしながら、地域の社会福祉関係者、住民・ボランティアの協働体制をつくり、地域福祉を推進する要の役割を果たし、解決にあたっていくという手法を確立していきます。

今後、地域の多様な福祉課題や要望を的確に把握したうえで、社会福祉協議会で「何ができるのか」「何をしなければならないか」を常に整理し、福祉事業が実施できるよう努めて参ります。